

- 1 品種登録の番号 第27017号
- 2 品種登録の年月日 平成30年9月5日
- 3 登録品種の属する農林水産植物の種類 Malus Mill.
- 4 登録品種の名称 ATR G41
- 5 育成者権の存続期間 30年
- 6 品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
Cornell University
c/o CCTEC, 395 Pine Tree Road, Suite 310, Ithaca, New York 14850, USA
U.S. Department of Agriculture
1400 Independence Avenue, S.W., Washington, D.C. 20250, USA
- 7 出願公表の年月日 平成24年8月21日

- 1 品種登録の番号 第27018号
- 2 品種登録の年月日 平成30年9月5日
- 3 登録品種の属する農林水産植物の種類 Malus Mill.
- 4 登録品種の名称 ATR G935
- 5 育成者権の存続期間 30年
- 6 品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
Cornell University
c/o CCTEC, 395 Pine Tree Road, Suite 310, Ithaca, New York 14850, USA
U.S. Department of Agriculture
1400 Independence Avenue, S.W., Washington, D.C. 20250, USA
- 7 出願公表の年月日 平成24年8月21日

- 1 品種登録の番号 第27019号
- 2 品種登録の年月日 平成30年9月5日
- 3 登録品種の属する農林水産植物の種類 Solenostemon Thonn.
- 4 登録品種の名称 UF10-45-12
- 5 育成者権の存続期間 25年
- 6 品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
Florida Foundation Seed Producers, Inc.
1022 McCarty Hall D P.O. Box 110200 Gainesville, FL 32611-0200 USA
- 7 出願公表の年月日 平成28年4月27日

- 1 品種登録の番号 第27020号
- 2 品種登録の年月日 平成30年9月5日
- 3 登録品種の属する農林水産植物の種類 Solenostemon Thonn.
- 4 登録品種の名称 UF09-8-37
- 5 育成者権の存続期間 25年
- 6 品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
Florida Foundation Seed Producers, Inc.
1022 McCarty Hall D P.O. Box 110200 Gainesville, FL 32611-0200 USA
- 7 出願公表の年月日 平成28年4月27日

- 1 品種登録の番号 第27021号
- 2 品種登録の年月日 平成30年9月5日
- 3 登録品種の属する農林水産植物の種類 Solenostemon Thonn.
- 4 登録品種の名称 UF08-5-10
- 5 育成者権の存続期間 25年
- 6 品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
Florida Foundation Seed Producers, Inc.
1022 McCarty Hall D P.O. Box 110200 Gainesville, FL 32611-0200 USA
- 7 出願公表の年月日 平成28年4月27日

- 1 品種登録の番号 第27022号
- 2 品種登録の年月日 平成30年9月5日
- 3 登録品種の属する農林水産植物の種類 Solenostemon Thonn.
- 4 登録品種の名称 UF08-19-10
- 5 育成者権の存続期間 25年
- 6 品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
Florida Foundation Seed Producers, Inc.
1022 McCarty Hall D P.O. Box 110200 Gainesville, FL 32611-0200 USA
- 7 出願公表の年月日 平成28年4月27日

II 登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名
登録品種ごとの登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名は次のとおりである。〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を農林水産省食料産業局知的財産課に備え置いて縦覧に供する。）

○特許庁告示第七号

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第三十七条の規定に基づき登録調査機関として登録した株式会社みらい知的財産技術研究所から、登録調査機関の調査業務を行う事務所の所在地を変更する届出があったため、同法第三十九条において準用する同法第三十四条第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成三十年九月五日

特許庁長官 宗像 直子

登録番号	登録調査機関の名称	変更後の調査業務を行う事務所の所在地
第19号(2)	株式会社	東京都新宿区四谷本塩町4番4-1号 F 住友生命四谷ビル3F・6F・8F・B2
第20号(2)	みらい知的財産技術研究所	
第35号(1)		
第43号(1)		
第49号(1)		
第51号		

○国土交通省告示第十八号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成三十年八月二十三日付けをもつて次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成三十年九月五日

国土交通大臣 石井 啓一

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第S-32号	居住区域内に設ける隔壁の材料（遮音仕切り隔壁） (Rw=35dB)	B-501	SUNGMI CO., LTD.	67-4, Seobu-ro, 1403 beon-gil, Juchon-myeon Gimhae-si, Gyeongsangnam-do, Republic of Korea
第S-33号	居住区域内に設ける隔壁の材料（遮音仕切り隔壁） (Rw=33dB)	B-601	"	"
第S-35号	居住区域内に設ける隔壁の材料（遮音仕切り隔壁） (Rw=45dB)	B-501B	"	"

○国土交通省告示第十八号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三十六号）第四十二条の九第一項の規定に基づき、平成三十年八月二十三日付けをもつて次のように型式承認をしたので、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）第三十七条の十五第二項において準用する海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則（昭和五十八年運輸省令第四十一号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成三十年九月五日

国土交通大臣 石井 啓一

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第P-640号	油吸着材	KP-40A型	カクイ株式会社	鹿児島県鹿児島市唐湊四丁目16番1号
第P-641号	"	KP-65A型	"	"